平成29年9月19日 第11924号

0	0	\circ	0	0	0	0				त्र
都 市	"	所 在	土 地	県営土	家畜	落 札				司
計画		地 不	改良	地	伝染	落札者等			1	Ц
の変更		明のみ	区役品	改良東	病の	の決定	公公	目		
更に係		建設業	員の退	事業変	発 生	正	Д		ļ	具公
る図		者	任届	更計			告】	次	1	
書の				画の					4	4
写 し				縦覧					\$	极
の縦										
覧									· 1	举 亍
都市	IJ	監理	"	耕地	畜産	産業に		担	ĵi	可
計画課		課		課	課	振興課		当課	ļ Į	∐ ₹
环						环		室)	*	>
										目
										次
										担业
										当課
										(室)

五.

年政令第三百七十二号)に基づき、 回 \bigcirc 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

平成二十九年九月十九

山県知

事

伊

原

木

太

山県工業技術センター 名称及び数量 で使用する電気

使用予定電 力量 九、 五五八、 000+1 ワ (三年間)

平成二十九年十月一 日 から平成三十二年九月三十日まで

山県工業技術センタ

契約に関する事務を担当する課等の

名称及び所在地

三

落札者を決定した日 山市北区芳賀五三〇

兀

平成二十九年七月三十 日

落札者 中国電力株式会社岡山営業所 の氏名及び住所

山市北区青江二丁目六番五

六 落札金額

四五、 四七五、 三九 九 (うち 地方消費税の 額 Q 七七五、 九

七 相手方を決定した手続

八 入札公告日

平成二十九年六月六

により、 匝 一〕家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定 次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十九年九月十九日

岡山県知事	
伊原木	
隆	
太	

病 ヨ 	の 種 類 病
乳 用 牛	家畜の種類
八 十 十 平 日 一 二 成 月 年 二	月生日年
患畜	患畜・疑似
一頭	頭 発 数 生
真庭市	発生場所
十 九 平 二 年 九 月 十	年 発 月 日 生

て準用する同法第八十七条第五項の規定により、 匝 十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 区 公告に係る決定に対し (ほ場整備津崎)) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第六項に 画を変更したの て不服がある者は、 関係書類を次のと 県営土地改良事業 おり縦覧に供する。 (集落基盤整備 の翌日から起算し お

平成二十九年九月十九日

縦覧に供する書類

 岡山県知事
 伊 原 木
 咚

太

一縦覧の期間

県営土地改良事業

(集落基盤整備

赤磐地

区

(ほ場整備津崎))

変更計画書

平成二十九年九月十九日から同年十月十日まで

縦覧の場所

赤磐市役所

[四一三] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定によ

土地改良区役員の退任の届出があった。

平成二十九年九月十九日

岡山県知事

伊 原 木

太

土地改良区の名称

児島湾土地改良区

退任役員 退任役員

氏

佐藤

住

所

岡山市南区東畦九一

事の別 理事監

岡山県公報 第11924号 平成29年9月19日

年法律第百号)第二十九条の二第一 該建設業者の許可を取り消すことがある。 匝 四 日から三十日を経過し 次の建設業者の営業所の所在地を確知できない ても当該建設業者からその所在地の申出がないときは、 項の規定により、 次のとおり公告する。 0 建設業法 (昭和二十四 なお、

平成二十九年九月十九日

商号又は名称

地盤改良工業株式会社

代表者の氏名

 \equiv

主たる営業所の所在地

許可番号及び許可年月日

岡山市北区北長瀬本町一三-

五.

兀

(般-二七)第一五六九〇号

平成二十七年七月六日

岡山県知事 原 太

年法律第百号)第二十九条の二第一 該建設業者の許可を取り消すことがある。 匝 五五 日から三十日を経過しても当該建設業者からその所在地の申出がないときは、 次の建設業者の営業所の所在地を確知できない 項の規定により、 次のとおり公告する。 0 建設業法 (昭和二十四 なお、

平成二十九年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆

太

三 主たる営業所の所在

代表者の氏名

株式会社R

e v o

n

商号又は名称

許可番号及び許可年月日岡山市中区平井六-七-二八

兀

岡山県知事許可 (般 (般-二五) 第二四 第二四一二三号 一二三号 平成二十五年十一月二十日 平成二十四年十月三十日

送付を受けたので、 南広域都市計画防火地域及び 同法第二十条第一 回 より当該写しを次 都市計画法 項 の のとおり 同法第二十一条第二項におい 規定により倉敷市から岡山県南広域都 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用 準 公衆の縦覧に供する。 · つ ての て準用する同法第二十条第二項の規定 都市計 の変更に係る図書の写 市計画用途地域及び岡

平成二十九年九月十九日

岡山県知 原 木

太

画 \mathcal{O}

山県南広域都市計

画用途地域

山県南広域都市計画防

火地域及び準防火地

都市計画の変更年月日

平成二十九

年九月七

三

岡山県土木部都 市局 都市計画課

原本は、 倉敷市建設局都市計画 にお